

下記農地について、利用権を設定する裁定をしたので、農地法（昭和27年法律第229号）第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和4年3月18日

静岡県知事 川勝平太

1 農地の所在等

所在地及び地番	地目	面積（平方メートル）	農地の所有者等の情報
賀茂郡東伊豆町 稲取字茶ノ平3252番2	畑	1,157（うち889）	賀茂郡東伊豆町稲取2019 番地 鈴木萬吉

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
利用権	令和4年4月1日	10年	22,220

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
公益社団法人 静岡県農業振興公社 理事長 新田明彦 静岡市葵区追手町9番18号

4 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに静岡地方法務局下田支局に補償金を供託する。

5 その他

農地の所有者等は、供託された補償金の還付を請求することができる。